

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月1日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年11月17日
【発行登録書の効力発生日】	2017年11月26日
【発行登録書の有効期限】	2019年11月25日
【発行登録番号】	29 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	75,957百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2019年4月1日(提出日)である。
【提出理由】	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を、2019年4月1日に関東財務局長へ提出した。これらの臨時報告書の提出により、当該書類を2017年11月17日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。